

一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター 適合証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター適合証明業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター(以下「センター」という。)が実施する適合証明業務に係わる手数料について、必要な事項を定める。

なお、本適合証明業務に係る各手数料には、別途に消費税を加算する。

(フラット35の設計検査及び現場検査適合証明の申請手数料)

第2条 フラット35の設計検査及び現場検査・適合証明の申請手数料の額は、別表第1に掲げる額とする。

(財形住宅融資の設計検査及び現場検査・適合証明の申請手数料)

第3条 財形住宅融資の設計検査及び現場検査・適合証明の申請手数料の額は別表第2に掲げる額とする。

(賃貸住宅融資の設計検査及び現場検査・適合証明の申請手数料)

第4条 賃貸住宅融資の設計検査及び現場検査・適合証明の申請手数料の額は別表第3に掲げる額とする。

(リフォーム融資の現場検査・適合証明の申請手数料)

第5条 リフォーム融資の現場検査・適合証明の申請手数料の額は別表第4に掲げる額とする。

(賃貸住宅リフォーム融資の工事計画確認及び現場検査・適合証明の申請手数料)

第6条 賃貸住宅リフォーム融資の工事計画確認及び現場検査・適合証明の申請手数料の額は別表第5に掲げる額とする。

(住宅融資保険の適合証明の申請手数料)

第7条 住宅融資保険の現場検査・適合証明の申請手数料の額は別表第6に掲げる額とする。

(現場検査に係る追加料金)

第8条 業務規定第6条に掲げる地域に、第2条から前条までの現場検査のため適合証明業務実施者が出張する場合は、第2条から前条までに規定する手数料に別表第7に定める出張費を加算する。

2 前項の規定は、当該検査地域が愛知県の場合で、床面積の合計が500㎡以内の建築物又は建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物においては適用しない。

(手数料の減額及び割増)

第9条 第2条から第8条までに規定する申請手数料額は、理事長が必要と認めた場合は減額又は割増できるものとする。

(再交付手数料)

第10条 センターが適合証明書を再交付する場合の手数料は、1通につき5,000円とする。

(その他)

第11条 「住宅宅地債券(つみたてくん)積立者」「住宅積立郵便貯金預金者」に対して住宅金融支援機構が行う直接融資及びこの規程にない項目については、別途協議の上決定する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年1月5日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年6月25日から施行する。

附則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年10月25日から施行する。

附則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附則

(施行日)

1 この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 2 年 12 月 31 日以前にフラット 3 5 (リフォーム一体型)、フラット 3 5 S (リフォーム一体型) 及びフラット 3 5 (リノベ) の事前確認検査の申請、適合証明検査の申請又は融資申込のいずれかを行った物件おける【別表第 1】E「中古住宅 (物件調査・適合証明申請手数料)」については、改正前の手数料を適用する。

【別表第1】 フラット35申請手数料

A 新築一戸建て等

(単位：円)

| 種 別 | | 設計検査 | 中間現場検査 | 竣工現場検査 |
|---------|------|--------|--------|--------|
| フラット35 | 単独申請 | 12,000 | 12,000 | 12,000 |
| | 同時申請 | 6,000 | 6,000 | 6,000 |
| フラット35S | 単独申請 | 18,000 | 18,000 | 18,000 |
| | 同時申請 | 9,000 | 9,000 | 9,000 |

※ 設計検査における同時申請とは、確認申請、住宅性能評価（設計）を当センターで行っている場合。（以下、別表第2から別表第4において同じ。）

※ 現場検査における同時申請とは、建築基準法による中間・完了検査、住宅性能評価（建設）又は、住宅瑕疵担保責任保険の検査と同時に検査できるものとして申請する場合。（以下、別表第2から第4において同じ。）

※ 設計検査においてフラット35Sの耐震性を選択する場合は、上記の手数料に申請建築物1棟につき15,000円を加算する。ただし、申請建築物が建築基準法第20条第2項の適用を受ける建築物は、それぞれを申請建築物1棟とみなす。

※ 設計検査においてフラット35Sの省エネルギー性を選択する場合で一次エネルギー消費量等級又は建築物エネルギー消費性能基準の審査を行う場合は、上記の手数料に7,000円を加算する。

※上記の加算する手数料は、当該性能を満たしていることを当センターが別に審査を行った場合には適用しない。

B 新築一戸建て等（竣工済の一戸建て等の特例の場合） （単位：円）

| 種 別 | | 設計検査 | 竣工現場検査 |
|---------|------|--------|--------|
| フラット35 | 単独申請 | 12,000 | 23,000 |
| | 同時申請 | 6,000 | 23,000 |
| フラット35S | 単独申請 | 18,000 | 35,000 |
| | 同時申請 | 9,000 | 35,000 |

※ フラット35Sの省エネルギー性を選択する場合で一次エネルギー消費量等級又は建築物エネルギー消費性能基準の審査を行う場合は、上記の手数料に7,000円を加算する。

※上記の加算する手数料は、当該性能を満たしていることを当センターが別に審査を行った場合には適用しない。

※ 竣工済特例は、通常の竣工現場検査に加えて、中間現場検査で検査する内容も合わせて検査するため、工事監理報告書、施工状況報告書、完了検査申請書類等の工事の状況を記録した書類又は現場における施工時の写真など準備が必要となる。

C 新築共同建て （単位：円）
（一般申請の場合）

| 種 別 | 設計検査 | 竣工現場検査 |
|------|-------------|-----------|
| 単独申請 | 120,000 / 棟 | 8,000 / 戸 |
| 同時申請 | 70,000 / 棟 | 4,000 / 戸 |

（フラット35登録マンションの場合） （単位：円）

| 種 別 | 設計検査 | 竣工現場検査 |
|------|-------------|---------------------------|
| 単独申請 | 120,000 / 棟 | 5,000 / 戸 (1 ~ 19 戸) |
| | | 100,000 / 棟 (20 ~ 50 戸) |
| | | 150,000 / 棟 (51 ~ 100 戸) |
| | | 180,000 / 棟 (101 ~ 200 戸) |
| | | 210,000 / 棟 (201 ~ 300 戸) |
| | | 230,000 / 棟 (301 戸 ~) |
| 同時申請 | 70,000 / 棟 | 2,500 / 戸 (1 ~ 19 戸) |
| | | 50,000 / 棟 (20 ~ 50 戸) |
| | | 75,000 / 棟 (51 ~ 100 戸) |
| | | 90,000 / 棟 (101 ~ 200 戸) |
| | | 105,000 / 棟 (201 ~ 300 戸) |
| | | 115,000 / 棟 (301 戸 ~) |

※ 1棟においてフラット35の住戸とフラット35Sの住戸を同時に申請する場合、表Dを適用する。

D 新築共同建て（フラット35S）

（一般申請の場合）

（単位：円）

| 種 別 | 設計検査 | 竣工現場検査 |
|------|-------------|------------|
| 単独申請 | 150,000 / 棟 | 10,000 / 戸 |
| 同時申請 | 90,000 / 棟 | 5,000 / 戸 |

（フラット35登録マンションの場合）

（単位：円）

| 種 別 | 設計検査 | 竣工現場検査 |
|------|-------------|---------------------------|
| 単独申請 | 150,000 / 棟 | 6,000 / 戸 (1 ~ 19 戸) |
| | | 120,000 / 棟 (20 ~ 50 戸) |
| | | 180,000 / 棟 (51 ~ 100 戸) |
| | | 220,000 / 棟 (101 ~ 200 戸) |
| | | 250,000 / 棟 (201 ~ 300 戸) |
| | | 270,000 / 棟 (301 戸 ~) |
| 同時申請 | 90,000 / 棟 | 3,000 / 戸 (1 ~ 19 戸) |
| | | 60,000 / 棟 (20 ~ 50 戸) |
| | | 90,000 / 棟 (51 ~ 100 戸) |
| | | 110,000 / 棟 (101 ~ 200 戸) |
| | | 125,000 / 棟 (201 ~ 300 戸) |
| | | 135,000 / 棟 (301 戸 ~) |

※ 設計検査においてフラット35Sの耐震性を選択する場合は、上記の手数料に下表の金額を加算する。

（単位：円）

| | |
|--------------------------------------|--------|
| 申請建築物1棟ごとの床面積が200㎡以内のもの | 15,000 |
| 申請建築物1棟ごとの床面積が200㎡を超え1,000㎡以内のもの | 30,000 |
| 申請建築物1棟ごとの床面積が1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの | 40,000 |
| 申請建築物1棟ごとの床面積が3,000㎡を超え10,000㎡以内のもの | 50,000 |
| 申請建築物1棟ごとの床面積が10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの | 60,000 |
| 申請建築物1棟ごとの床面積が50,000㎡を超えるもの | 80,000 |

注 申請建築物が、建築基準法第20条第2項の適用を受ける建築物は、それぞれ申請建築物1棟とみなす。

※ 設計検査においてフラット35Sの省エネルギー性を選択する場合で一次エネルギー消費量等級の審査を行う場合は、上記の手数料に1計算につき7,000円を加算する。

※ 設計検査においてフラット35Sの省エネルギー性を選択する場合で建築物エネルギー消費性能基準の審査を行う場合は、上記の手数料に下表の金額を加算する。

（単位：円）

| | |
|-------------------------|----------------|
| 住戸単位で計算したもの（1計算につき） | 7,000 |
| 住戸部分（共用部分を除く）の合計で計算したもの | 20,000+7,000×n |
| 上記以外 | 別途見積り |

n：住戸単位の計算の数

※上記の加算する手数料は、当該性能を満たしていることを当センターが別に審査を行った場合には適用しない。

E 中古住宅（物件調査・適合証明申請手数料）

（単位：円）

| 種 別 | | 手 数 料 | |
|-----------|-------------------------|------------|---------|
| 一戸建て等 | フラット35 | 55,000 | |
| | フラット35S | 60,000 | |
| | フラット35（借換融資） | 55,000 | |
| | フラット35リノベ （下記以外） | 事前確認 | 35,000 |
| | | 適合証明 | 40,000 |
| | | 一括物件検査 | 60,000 |
| | フラット35リノベ （金利A・Bプラン） | 事前確認 | 40,000 |
| | | 適合証明 | 45,000 |
| | | 一括物件検査 | 70,000 |
| マンション | フラット35 | | 55,000 |
| | | 過去の検査結果活用 | 35,000 |
| | フラット35S | | 60,000 |
| | | 過去の検査結果活用 | 50,000 |
| | フラット35（借換融資） | | 55,000 |
| | | 過去の検査結果活用 | 35,000 |
| | フラット35リノベ （下記以外） | 事前確認 | 35,000 |
| | | 適合証明 | 40,000 |
| | | 一括物件検査 | 60,000 |
| | フラット35リノベ （金利A・Bプラン） | 事前確認 | 40,000 |
| | | 適合証明 | 50,000 |
| | | 一括物件検査 | 70,000 |
| 住棟単位の適合証明 | | (1～100戸) | 130,000 |
| | | (101～200戸) | 200,000 |
| | | (1～100戸) | 120,000 |
| | | (101～200戸) | 190,000 |

※ 耐震評価が必要な建築物は、上記の金額に10,000円を加えた金額とする。

※ 耐震評価が必要な建築物とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前（建築確認日が不明な場合は、表示登記の日付（新築）が昭和58年3月31日以前）の建築物。

※ フラット35Sは優良な住宅基準、中古タイプ基準、又は特に優良な住宅基準を示す。

※ 住棟単位の適合証明の201戸以上場合は、別途協議の上決定する。

※ 一次エネルギー消費量等級の審査を行う場合は、上記の手数料に1計算につき7,000円を加算する。

※ 設計検査においてフラット35Sの省エネルギー性を選択する場合で建築物エネルギー消費性能基準の審査を行う場合は、上記の手数料に下表の金額を加算する。

(単位：円)

| | |
|-------------------------|---------------------------|
| 住戸単位で計算したもの（1計算につき） | 7,000 |
| 住戸部分（共用部分を除く）の合計で計算したもの | $20,000 + 7,000 \times n$ |
| 上記以外 | 別途見積り |

n：住戸単位の計算の数

※ 耐震改修促進法に基づく建築物の耐震診断の指針（平成18年国土交通省告示第184号別添第1）に基づく方法又は住宅性能表示制度の評価方法基準（新築住宅）に準ずる方法による計算書の添付が必要な場合は、上記の手数料に20,000円を加算する。ただし、マンションの場合は別途見積りとする。

※ 上記の加算する手数料は、当該性能を満たしていることを当センターが別に審査を行った場合には適用しない。

※ 免震建築物、限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は別途見積りとする。

※ マンションのフラット35の過去の検査結果活用の場合は、現地調査が省略できるものを対象とする。

【別表第2】 財形住宅融資申請手数料

A 新築一戸建て等

(単位：円)

| 種 別 | 設計検査 | 中間現場検査 | 竣工現場検査 |
|------|--------|--------|--------|
| 単独申請 | 12,000 | 12,000 | 12,000 |
| 同時申請 | 6,000 | 6,000 | 6,000 |

B 新築一戸建て等 (竣工済の一戸建て等の特例の場合)

(単位：円)

| 種 別 | 設計検査 | 竣工現場検査 |
|------|--------|--------|
| 単独申請 | 12,000 | 23,000 |
| 同時申請 | 6,000 | 23,000 |

※ 竣工済特例は、通常の竣工現場検査に加えて、中間現場検査で検査する内容も合わせて検査するため、工事監理報告書、施工状況報告書、完了検査申請書類等の工事の状況を記録した書類又は現場における施工時の写真など準備が必要となる。

C 新築共同建て

(単位：円)

| 種 別 | 設計検査 | 竣工現場検査 |
|------|-------------|-----------|
| 単独申請 | 120,000 / 棟 | 8,000 / 戸 |
| 同時申請 | 70,000 / 棟 | 4,000 / 戸 |

D 中古住宅 (物件調査・適合証明申請手数料)

(単位：円)

| 種 別 | 種 別 | 手 数 料 |
|-------|---------------|--------|
| 一戸建て等 | リ・ユース住宅 | 50,000 |
| | リ・ユースプラス住宅 | 55,000 |
| マンション | リ・ユースマンション | 55,000 |
| | リ・ユースプラスマンション | 55,000 |

※ 耐震評価が必要な建築物は、上記の金額に 10,000 円を加えた金額とする。

※ 耐震評価が必要な建築物とは、建築確認日が昭和 56 年 5 月 31 日以前 (建築確認日が不明な場合は、表示登記の日付 (新築) が昭和 58 年 3 月 31 日以前) の建築物

【別表第3】 賃貸住宅融資申請手数料

(単位：円)

| 種 別 | 設計検査 | 竣工現場検査 |
|------|--------|--------|
| 単独申請 | 24,000 | 24,000 |
| 同時申請 | 12,000 | 12,000 |

※ 一次エネルギー消費量等級の審査を行う場合は、上記の手数料に1計算につき7,000円加算する。

※ 設計検査においてフラット35Sの省エネルギー性を選択する場合で建築物エネルギー消費性能基準の審査を行う場合は、上記の手数料に下表の金額を加算する。

(単位：円)

| | |
|-------------------------|---------------------------|
| 住戸単位で計算したもの(1計算につき) | 7,000 |
| 住戸部分(共用部分を除く)の合計で計算したもの | $20,000 + 7,000 \times n$ |
| 上記以外 | 別途見積り |

n：住戸単位の計算の数

※上記の加算する手数料は、当該性能を満たしていることを当センターが別に審査を行った場合には適用しない。

【別表第4】 リフォーム融資申請手数料

(単位：円)

| 種 別 | 手 数 料 |
|------------------------|--------|
| 高齢者向け返済特例リフォーム(バリアフリー) | 70,000 |
| 高齢者向け返済特例リフォーム(耐震) | 90,000 |
| 耐震改修リフォーム | 90,000 |
| 財形住宅融資リフォーム | 60,000 |
| 住宅債権積立者・郵便貯金積立者リフォーム | 60,000 |

【別表第5】 賃貸住宅リフォーム融資申請手数料

(単位：円)

| 種 別 | 工事計画確認申請 | 現場検査 |
|-------------------|----------|---------------------------|
| 一戸建て | 30,000 | 40,000 |
| 重ね建て又は連続建て、共同建て住宅 | 30,000 | $38,000 + 5,000 \times n$ |

※ n：リフォーム工事実施住戸

注 共用廊下や、サービス付き高齢者住宅の共用部等についてはそれぞれ、1住戸とみなす。

※ 工事計画確認申請において省エネ住宅を選択する場合で断熱等性能等級の審査を行う場合は、上記の手数料に1計算につき5,000円を加算する。

※ 工事計画確認申請において省エネ住宅を選択する場合で一次エネルギー消費量等級の審査を行う場合は、上記の手数料に1計算につき7,000円を加算する。

※上記の加算する手数料は、当該性能を満たしていることを当センターが別に審査を行った場合には適用しない。

※耐震改修工事、増改築工事、対象住戸が101戸以上の場合は別途見積りとする。

【別表第6】 住宅融資保険申請手数料

(単位：円)

| 種 別 | 手 数 料 |
|---------|--------|
| 一戸建て等 | 65,000 |
| 一戸建て等以外 | 別途見積り |

【別表第7】

地域別割増手数料

(単位：円)

| 地域 区分 | 割増 手数料 | | |
|----------|-----------|--|---|
| | | 神奈川県 | 愛知県 |
| A地域 | 10,000 | 伊勢原市、平塚市、秦野市、 二宮町、大磯町、中井町、 大井町、松田町、開成町 | 田原市、蒲郡市、東栄町、設楽町、 豊根村、岡崎市、安城市、幸田町 |
| B地域 | 15,000 | 厚木市、茅ヶ崎市、藤沢市、 相模原市、大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市、 寒川町、愛川町、 清川村 | 名古屋市、春日井市、瀬戸市、豊明市、 日進市、長久手市、尾張旭市、東郷町、 豊田市、刈谷市、 西尾市（佐久島を除く。）、知立市、 高浜市、みよし市、碧南市、半田市、 大府市、東海市、知多市、東浦町、 阿久比町 |
| C地域 | 20,000 | 横浜市、川崎市、 鎌倉市、横須賀市、逗子市、 三浦市、 葉山町 | 一宮市、小牧市、稲沢市、江南市、 北名古屋市、清須市、岩倉市、犬山市、 豊山町、大口町、扶桑町、あま市、 津島市、愛西市、飛島村、蟹江町、 大治町、弥富市、常滑市、武豊町、 美浜町、南知多町、 西尾市（佐久島に限る。） |

※ 建築基準法による中間・完了検査又は住宅性能評価（建設）を当センターで行っている場合は除く。

※ 同一団地内で同日に連続して複数の住宅の検査を行う場合には、1つの検査申請のみに割増手数料を加算する。ただし、申請者の都合により別々の検査に変更となった場合は除く。